

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から同年10月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から同年10月まで
② 昭和52年12月

申立期間の国民年金保険料については、私の母が納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無いほか、申立人の母は、国民年金加入期間において、申立期間も含めすべて納付済みとなっていることから、申立人及びその母の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金被保険者台帳及びA町作成の国民年金被保険者名簿によると、申立期間に係る資格取得年月日は昭和52年5月16日と記載されていることから、申立期間は国民年金加入期間として取り扱われていたことが確認できる。

さらに、申立期間前後における、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、その後、再び厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間において、申立人の国民年金保険料は、前納若しくは法定納付期限内に納付されていることが確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間について、国民年金の加入手続のみを行い、国民年金保険料を納付しないままとするのは不自然である。

加えて、申立人の母は、申立期間については、申立人がパート勤務で厚生年金保険に加入していなかったため、申立人の国民年金保険料を婦人会の集金により納付したと具体的に供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年12月まで

私は、夫と結婚した昭和49年に、結婚前の国民年金保険料を全部納付するようにと母からもらった10万円を基に、20歳からの約6年分の保険料を市役所で納付した。その際、当該保険料を納付しても、3、4万円余り、喜んだ記憶がある。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳到達時点からの約6年分の国民年金保険料を納付した状況について具体的に記憶しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月に払い出されていることが確認できる上、当該払出時点において、国民年金法附則第18条に基づく第2回特例納付を利用して申立期間の保険料を納付することが可能であり、納付したとする金額（6万円ないし7万円）も申立期間を含む43年1月から49年3月までの保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致する。

また、A市作成の国民年金被保険者名簿には、昭和49年5月に、申立期間直後の47年1月から同年3月までの国民年金保険料が第2回特例納付を利用して納付された旨の記載がある上、申立人は、市役所において保険料を納付したと主張しているところ、同市では、当時、過年度保険料を預かり、次の日に銀行に入れるという便宜を図っていたため、庁舎内で約6年分の保険料を納付できる可能性はあるとしている。

さらに、特例納付は、制度上、先に経過した月の分から順次行うものとさ

れているが、申立期間直後の国民年金保険料が特例納付され、申立期間の保険料が未納とされているほか、特例納付等の特殊な記録については特殊台帳として保存されるべきところ、申立人に係る特殊台帳が存在せず、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母が婦人会の集金により納付していたはずである。
したがって、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続の状況について、申立人及びその母から聴取しても、具体的な供述は得られないところ、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者資格取得日を昭和52年4月10日として、同年10月に払い出されていることが確認できる。

また、前述の国民年金被保険者資格取得日（昭和52年4月10日）については、A町作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、昭和52年4月10日で一致し、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿により、申立期間中にA町において、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しの有無を調査したが、申立期間当時、申立人に対して、同手帳記号番号が払い出された状況はみられない上、申立人の姓に変更は無く、同町以外に住民登録したことが無いなど、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、社会人になってから、それまで納付していなかった国民年金保険料を定期的に納付していた。

このため、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料について、60 年 2 月及び同年 4 月にいったん重複して納付済みとなったため、同年 5 月に重複納付を理由とする保険料の還付決議が行われていることが確認できる。

このような処理が行われている理由については、i) 社会保険事務所(当時)は、申立人から昭和 60 年 2 月に申立期間の国民年金保険料が納付されたものの、この時点で、申立期間の保険料は時効により収納できなかったため、これを時効消滅していなかった未納期間である申立期間直後の 58 年 1 月から同年 3 月までの保険料に充当処理を実施、ii) 一方、申立人は、上記 i) の処理がなされたことを知らずに、60 年 4 月に当該期間の保険料を納付したため、当該期間の保険料の重複納付が発生し、保険料の還付が発生したものと推定できる。

以上のように、申立人は、昭和 60 年 2 月に申立期間の国民年金保険料を納付しようとしたものの、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、当該時点のほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 639

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年1月まで
私は、昭和50年当時から、地区の納税組合による集金により国民年金保険料を納付していたので、申立期間が空白とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立期間の保険料についても、同じように納付していたと主張している。

しかし、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月30日に払い出され、申立人が所持する年金手帳の国民年金における、「はじめて被保険者となった日」欄には「昭和52年4月1日」と記載されていることが確認できる上、A町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録においても、被保険者資格取得日は「昭和52年4月1日」で一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間であるとされている。

このため、申立人に対して申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の住所と前述のとおり国民年金手帳記号番号が払い出された時点の住所に変更は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の母によると、加入手続は申立人の亡父が行っていたとしており、具

体的な加入手続の状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間中、学生であったが、当時、共に地方公務員であった私の両親が申立期間の国民年金保険料を納付した。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は大学生であったとしているところ、平成 3 年 3 月以前の国民年金制度においては、国民年金への加入は任意とされていた上、オンライン記録には、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した記録が無く、日本年金機構 A 事務センターにおいても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないと回答している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の両親から聴取しても、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

以上のことから、申立人の国民年金の加入手続は行われておらず、申立期間の納付書が発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと判断できる。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ごろから32年5月ごろまで
② 昭和55年ごろから57年ごろまで
③ 平成2年8月ごろから7年3月ごろまで

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はBという名称に係る事業所において、申立期間③はC社D営業所において、それぞれ勤務したにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係るA社に勤務した時期について、申立人は、当初、昭和32年5月にE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した後と供述していたが、その後、同年5月に同社において被保険者資格を取得する前までの3年ぐらいと供述を変遷させているところ、雇用保険の加入記録によれば、申立人がA社に勤務したのは、42年7月7日から同年10月31日までであったことが確認できる。

このため、申立期間①及び前述の雇用保険の加入記録が存在する期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料は得られなかったほか、同社では、季節労働者等の短期間労働者については厚生年金保険に加入させず、雇用保険のみに加入させる取扱いがあった旨供述している。

また、申立期間①及び前述の雇用保険の加入記録が存在する期間当時の同僚の中には、試用期間があったと供述している者が複数名存在し、当該者が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しないことが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①及び前述の雇用保険の加入記録が存在した期間において、申立人の記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、F地区に所在した「B」という名称の事業所に勤務したと供述しているところ、当該所在地を管轄する社会保険事務所（当時）には、申立期間②において、「B」という名称の厚生年金保険の適用事業所の記録は見当たらないほか、当該所在地を管轄する法務局においても、「B」という名称の商業法人登記の記録は確認できなかった。

また、「B」という名称の事業所における雇用保険の加入記録は確認できないほか、申立人は、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立期間②において、「B」という名称で、かつ、所在地がG地区内（F地区を除く）とされている厚生年金保険の適用事業所（7社）に係るオンライン記録を確認したが、申立人の記録は見当たらなかった。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、平成3年1月29日から同年7月17日までC社（現在は、H社）D営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H社D営業所から提出された人事記録により、申立人は、臨時登録社員であったことが確認でき、同社同営業所では、臨時登録社員については厚生年金保険に加入させていない旨回答している。

また、申立期間③当時の同僚は、I職の多くは、臨時社員であり、雇用保険にだけ加入していた旨供述している。

さらに、申立人が申立期間③に住所を有していたJ市の回答書により、申立人は申立期間③において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から同年12月まで
② 昭和33年3月15日から36年3月1日まで

私は、申立期間①については、A社に勤務し、B建設工事に従事した覚えがある。また、申立期間②については、昭和33年3月15日にC社（現在は、D社）に入社したことは間違いないので、私が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社の所在地として供述したE市を管轄するF社会保険事務局（当時）の回答によると、当該所在地においてA社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い。

また、当該所在地を管轄する法務局において、隣接市町村でA社と類似した名称の事業所として商業法人登記が確認でき、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった当該類似名称の事業所に対し照会をしたが、A社に係る情報は得られなかった。

さらに、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立内容を裏付ける関連資料、供述を得ることができなかった。

申立期間②については、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち33年3月15日から35年5月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社は、「当時は何百人も雇用していたが、当社が厚生年金保険の適用

事業所となった昭和 35 年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入しているのは 28 人しかいないので、正社員だけ加入させたと思われる。当社の電子データによると、申立人が資格を取得したのは 36 年 3 月 1 日となっているので、その時点で正社員になったと思われる。」と回答しているところ、複数の同僚は、「正社員だけ厚生年金保険に加入し、臨時社員や日雇い契約者は正社員になってから加入していた。」と供述している。

さらに、C社において、申立人と同じ昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録がある同僚 20 人のうち、入社日について回答のあった 3 人は、いずれもC社が厚生年金保険の適用事業所となった 35 年 5 月 1 日より前に入社したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。